

箕面市図書館システム更新等業務委託に伴う

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成27年6月19日

本説明書は、箕面市図書館システム更新等業務委託に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1. 入札に付する事項

箕面市図書館システム（以下「本システム」という。）更新等業務委託は、以下の2業務を総括した業務であり、契約については2業務を個別に締結するものである。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。入札に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則り、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守するものとする。

(1) 本システム更新業務（以下「業務（1）」という。）

① 契約予定時期

平成27年8月

② 履行期間

契約の締結日から平成28年3月31日まで

※システムの本稼働は、平成28年3月1日

③ 業務内容

仕様書及び必須要件項目（様式23）に示す全機能を実装した本システムを稼働させるための一切の作業、本業務に必要な全てのハードウェア・ソフトウェアの調達（仕様書1 箕面市図書館システム更新業務委託のとおり）。

④ 履行場所

箕面市箕面5-11-23 中央図書館 他（仕様書を参照すること。）

⑤ 参考価格

79,393,328円とする（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜き）。

(2) 本システム保守業務（以下「業務（2）」という。）

① 契約予定時期

平成27年8月

② 履行期間

本システム本稼働日から平成38年3月31日まで

※本システム本稼働日は、平成28年3月1日

③ 業務内容

本システム本稼働後、平成38年3月31日までの図書館システム保守業務（仕様書2 箕面市図書館システム保守業務委託のとおり）。

④ 履行場所

箕面市箕面 5-11-23 中央図書館 他（仕様書を参照すること。）

⑤ 参考価格

140,629,555 円とする（消費税等抜き）。

(3) 予定価格

予定価格は、業務（1）と業務（2）の参考価格の総額とする。

2. 入札参加資格

入札者は、次に掲げる条件を全て満たした者でなければならない。なお、以下に定める共同での入札参加の場合、(6) から (8) までの条件は、その構成員の代表となる者が満たしていればよいこととする。

- (1) 令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (5) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 地方公共団体に、図書館システムパッケージ（学校図書館機能含む）の導入又は更新を行った実績を有していること。
- (8) 「プライバシーマーク」又は「ISMS（ISO27001）」を取得していること。
- (9) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。

3. 入札事務の担当室

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、必須要件項目対応調査表（様式24）の提出にかかる仕様内容に関する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等を行わない。

4. 入札の方法

入札者は、必須要件項目対応調査表（様式24）を8. に示す期日までに提出し、9. に示すデモンストレーション及び10. に示すフィットアンドギャップを行った後に、11. に示す期日までに下記（1）から（5）の提出を行うこと。

（1）入札書（様式1、2）

入札者は、「入札書（様式1）」に、業務（1）及び業務（2）にかかる入札金額（消費税等抜き）を総額で記載の上、記名・押印し、業務ごとの見積金額の内訳（消費税等抜き）を記載した「受託業務等内訳書（様式2）」を添付して提出しなければならない。ただし、必須要件項目（様式23）に示す機能のうちカスタマイズが必要となる機能により、本稼働後のバージョンアップ等の際に別途費用が必要となる場合は、その費用も業務（2）の見積に含むこと。

（2）提案書（様式3～21）

入札者は、入札金額以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要な事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。提案書は、別途示す様式により作成することとし、必要な資料を添付するものとする。

（3）後年度負担金額見積書（様式22）

①入札者は、契約時から平成37年度までの業務（1）及び業務（2）を除く経費（再更新時のデータ移行費用、H28年度以降端末機器等調達経費、H28年度以降本市保有端末等機器保守経費）の見積金額の総額（消費税等抜き）を後年度負担金額見積書（様式22）に記載の上、記名・押印し、提出しなければならない（今回契約する事項は業務（1）、業務（2）のみ）。

②再更新時のデータ移行費用については、本システムの本稼働から10年後に予定しているシステム再更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムにより利用できるデータにする経費を見積もること。作業内容は、以下のとおりとする。

- ・全件データを4回抽出する。
- ・テーブル一覧を提供する。

- ・テーブルレイアウトを提供する。
- ・コード表、データ件数表（外字があれば外字一覧表）等、データ移行に係るドキュメントを提供する。
- ・Q&A 対応を 50 件まで行う。

なお、受託者がシステム再更新における契約者となった（10 年後の入札等において、同じ事業者のシステムを採用することになった）場合は、当該経費は支払わないものとする。

③H28 年度以降端末機器等調達経費及びH28 年度以降本市保有端末等機器保守経費については、後年度負担金額見積書（様式 2 2）に記載した金額の範囲内で、その都度契約するものとする。ただし、諸般の事情により変更することが妥当であると市が判断した場合には、受託者と協議のうえ決定するものとする。

④後年度負担金額見積書（様式 2 2）に記載する見積金額の総額（消費税等抜き）と「入札書（様式 1）」に記載された入札金額（消費税等抜き）との合計金額は、本市積算金額（265,832,000 円とする（消費税等抜き。））の範囲内であること。

(4) 必須要件項目（様式 2 3）

(5) 作業スケジュール（任意様式）

(6) 注意事項及び禁止事項

- ① 入札書（受託業務等内訳書を含む。以下同じ。）及び提案書等（上記（2）提案書及び（3）から（5）までの書類を含む。以下同じ。）の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって提出しなければならない。
- ② 箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書及び提案書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りでない。
- ④ 入札書には、見積もった金額（消費税等抜き）を記載するものとし、受託業務等内訳書に記載する金額も同様とする。

5. 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、契約時から平成 3 7 年度までの負担金額に関する評価点及びそれ以外に関する評価点により行い、契約時から平成 3 7 年度までの負担金額に関する評価に 100 点、それ以外に関する評価に 200 点を配点する。

(2) 評価

落札者決定基準（資料 1）に基づき点数化する。

契約時から平成 3 7 年度までの負担金額に関する評価点の算出方法については、本市

で積算した業務（１）、業務（２）、及び契約時から平成 37 年度までのその他の経費（再更新時のデータ移行費用、H28 年度以降端末機器等調達経費、H28 年度以降本市保有端末等機器保守経費）の見積金額の総額（消費税等抜き）を本市積算価格として用い、落札者決定基準（資料 1）記載の式により算出する。

（３）その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認める事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求める場合がある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

6. 落札者の決定方法

- ① 入札者の評価は、「5 . 落札者の決定基準」に基づき、契約時から平成 37 年度までの負担金額に関する評価の点数及びそれ以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- ② 前記の評価の結果、「入札書（様式 1）」に記載された入札金額が予定価格の制限の範囲内で、「受託業務等内訳書（様式 2）」に記載された業務ごとの見積金額の内訳（消費税等抜き）が業務（１）と業務（２）それぞれの参考価格以下であり、これらと後年度負担金額見積書（様式 2 2）の見積金額の総額（消費税等抜き）を合わせた金額が本市積算金額の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を落札の候補者第一位とし、次点者を候補者第二位とする。この場合において、落札の候補者第一位が 2 者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。
- ③ 落札の候補者第一位に、競争入札参加資格確認申請書（様式 2 6）及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（様式 2 7）の提出を求め、内容を確認の上落札者とするか、又はしないかを決定する。
- ④ 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者第二位について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- ⑤ 落札者の発表は、入札後 1 週間を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- ⑥ 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

7. 質問書に関する事項

- （１）公告、入札説明書、仕様書その他関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式 2 5）に必要事項を記載の上、PDF 化したものを正本とし、PDF 化していないものを副本として、メールで送信すること。
- （２）質問書の提出期限

平成 27 年 6 月 19 日（金）から平成 27 年 6 月 26 日（金）正午まで（必着）

(3) 送信先アドレス cyuuoulib01@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面市図書館システム更新等業務委託質問書（入札者名）」とすること。

担当：子ども未来創造局中央図書館

(4) 質問及び回答は、本市のホームページに随時掲載する。

8. 必須要件項目対応調査表（様式 2 4）に関する事項

(1) 必須要件項目対応調査表（様式 2 4）の全機能について、必要事項を記載の上、PDF 化したものを正本とし、PDF 化していないものを副本として、メールで送信すること。

(2) 必須要件項目対応調査表（様式 2 4）の提出期限

平成 27 年 7 月 7 日（火）正午まで（必着）

(3) 送信先アドレス cyuuoulib01@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面市図書館システム更新等業務委託必須要件項目対応調査表（入札者名）」とすること。

担当：子ども未来創造局中央図書館

9. デモンストレーション評価について

(1) 必須要件項目対応調査表（様式 2 4）を提出した入札者は、本市が示すデモンシナリオ（別添資料 デモンシナリオのとおり。）に基づき、デモンストレーションを行うこと。

(2) 日程

平成 27 年 7 月 9 日（木）から平成 27 年 7 月 13 日（月）までの間で、各社 1 日程度

(3) 場所

箕面市立中央生涯学習センター

(4) デモンストレーション実施日に、本システムパッケージの標準出力帳票見本一式を紙媒体で 1 部持参し、デモンストレーション実施前に提出すること。

(5) 標準出力帳票見本一式の提出場所

箕面市立中央図書館 1 階 事務室

10. フィットアンドギャップについて

(1) 必須要件項目対応調査表（様式 2 4）を提出した入札者は、当該調査表に記載した内容の詳細を確認するため、以下の日程でフィットアンドギャップ協議を行うこと。協議の結果は、入札に当たり提出する必須要件項目（様式 2 3）に反映させること。

(2) 日程

平成 27 年 7 月 14 日（火）から平成 27 年 7 月 24 日（金）まで

(3) 場所

箕面市立中央生涯学習センター

1 1. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札に当たり提出する書類（以下「入札書等」という。）

- ① 入札書（様式 1）
- ② 受託業務等内訳書（様式 2）
- ③ 提案書（様式 3～2 1）
- ④ 後年度負担金額見積書（様式 2 2）
- ⑤ 必須要件項目（様式 2 3）
- ⑥ 任意様式のその他資料

(2) 入札書等の提出場所

箕面市役所別館 6 階 契約検査室

(3) 入札書等の提出日時

平成 27 年 7 月 31 日（金）午前 10 時から正午まで

(4) 入札書等の提出方法（下記の要領で作成し、必ず持参すること。）

① 入札書

入札書及び受託業務等内訳書を封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び件名「箕面市図書館システム更新等業務委託入札書」と朱書し、1 部提出する。

② 提案書等

ア 提出部数 12 部（正本 1 部、副本 11 部）

イ 電子媒体 1 枚（CD-R 又は DVD-R）

ウ 提案書等は、正本・副本とも、提出書類チェックリスト（様式 4）を表紙として、チェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付の上、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する経費は、入札者の負担とする。

1 2. 入札参加資格確認申請書の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下の書類等を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式 2 6）

(2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料（様式 2 7）

- ① 登記簿謄本（法人）
- ② 印鑑証明書 ※写し不可
- ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ④ 事業税の納税証明書
- ⑤ 市町村民税の納税証明書
- ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合

- ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
 - ⑨ 電算入力票
 - ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑪ 地方公共団体等との図書館システムパッケージ（学校図書館業務含む）の導入又は更
新業務に関する契約書の写し
 - ⑫ プライバシーマーク又は ISMS (ISO27001) 取得の証拠書類
- (3) 箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、上記(2)の書類のうち、①から⑩までの書類等は省略することができる。
- (4) 提出方法は持参又は郵送による。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

1 3. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証を付けなければならない。

1 4. 契約書作成の要否

- (1) 契約書は、本入札説明書の定めに基づき、市と落札者で協議して定める。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

1 5. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- ③ 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- ④ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- ⑤ 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- ⑥ 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときはその全部の入札
- ⑦ 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときはその全部の入札
- ⑧ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ⑨ 委任状の提出のない代理人のした入札

- ⑩ 予定価格を超過した金額を記載した入札
- ⑪ 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- ⑫ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- ⑬ 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑭ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

16. 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書その他関係資料を含む。）の交付は、市ホームページの掲載をもつて行い、窓口では配布しない。

17. 長期継続契約

本入札に付する業務のうち、業務（2）については、箕面市長期継続契約に関する条例（平成21年箕面市条例第44号）に基づく長期継続契約にかかる入札であり、履行期間は、本稼働日（平成28年3月1日）から平成38年3月31日までとするが、当該契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

18. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合は、契約金額その他の取扱いについて法改正等の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 業務（2）について、以下の重要障害が多発した場合は、契約を解除することがある。この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用（完了した業務にかかる経費を除く。）を請求することができないものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由による重要障害に起因して委託者が損害を被った場合、委託者は、受託者に対し、契約金額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、受託者の責めに帰することができない事由から生じた損害、受託者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、受託者は、賠償責任を負わない。

<重要障害> ※委託者の責めに帰すべき事由による障害を除く

- ①本システムオンラインが1時間以上停止した場合
- ②本システムを用いた処理（照会・登録・修正など）を正確に処理できないなどの事

象や、システムに起因するその他の事象により、市民や外部機関に損害を及ぼした場合（職員が障害を未然に発見した場合で、かつ発見しなければ明らかに市民や外部機関に影響を及ぼした場合を含む）。